2三教指第347号
令和２年５月25日

三鷹市立小・中学校の保護者　様

三鷹市教育委員会
教育長　貝ノ瀬　滋
三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
校長　中島　亮子

学校再開について

保護者の皆様におかれましては、児童・生徒の感染症対策等にご尽力いただきありがとうございます。

市立小・中学校につきましては、３月２日（月）から５月３１日（日）まで、臨時休校としております。

本日にも国の「緊急事態宣言」が解除される見通しとなったことを踏まえ、感染リスクの対策を講じながら、６月１日（月）から市立小・中学校での教育活動を段階的に再開します。

なお、５月２９日（金）までは、引き続き、週２回程度の少人数の登校日の実施など、臨時休校期間中の対応を継続します。

記

１　市立小・中学校の再開の日程

○６月１日（月）から６月１９日（金）までの段階的な分散登校について

・小・中学校とも、クラス２分割による午前・午後２部制の授業を実施する。

・クラス２分割のグループ

午前のグループ：授業後、給食・下校

午後のグループ：給食後、授業・下校

・段階的な再開

６月１日（月）～６月５日（金）　各学年週３日の分散登校による授業

６月８日（月）～６月12日（金）　各学年週４日の分散登校による授業

６月15日（月）～６月19日（金）　各学年週５日の分散登校による授業

・給食の実施（全学年）

ご家庭の判断等により給食の提供を希望しない場合、分散登校期間中の給食費については、後日返金します。

・中学校の部活動はなし

※詳細については別途連絡いたします。

※6月１日（月）から６月12日（金）までの授業日ではない日において、学童保育所入所児童を除く小学校１～3年生で、ご家庭において一人で過ごすことが困難な児童を対象として、保護者の申込みにより、学校図書館等を利用した見守りを行います。

○６月２２日（月）からの登校について

・通常授業を実施する。

・中学校の部活動は、生徒の体力の状況等を考慮し、段階的に実施する。

２　感染拡大防止に向けた主な取り組み

・手洗いやマスク着用など咳エチケットの徹底
・検温など健康状態の把握、発熱者の自宅休養の徹底
・ドアノブ、手すり、照明のスイッチなどの定期的な消毒
・教室等のこまめな換気
・給食時の配膳・喫食への配慮（配膳は間隔をあけて並ぶ、机を向かい合わせにせず会話を控えるなど）
・「３密」の状況を避けるための授業の工夫、学校行事の見直し　など

３　学校再開後の学習時間確保の対応

７月以降には、学習時間の確保のため、次のような対応を予定しています。

〇教育課程内での補充のための授業

・第２・第４土曜日の授業日の設定（４時間授業）
・小学校での水曜日６時間授業、中学校での７校時授業日（週１回）の設定
・中学校第３学年について、必要に応じ夏季休業中７月末日までの授業日の設定

〇教育課程内に位置づけない補習

学校の実態に応じて、夏季休業中の一部期間における補習、週に一度の放課後補習、みたか地域未来塾等の活用

４　保護者の皆様へのお願い

引き続き、児童・生徒の健康管理にご留意願います。

〇体調管理について

・毎朝検温し、体調を確認してください。
・手洗い・うがいを徹底し、予防に努めてください。
・登校の際は、必ずマスクを着用させてください。
・児童・生徒及び家族において、新型コロナウィルス感染症の感染又は濃厚接触者に特定された場合は、至急学校にご連絡ください。

なお、児童・生徒が感染又は濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ることとされ、その基準は、感染者と最後に接触した日から起算して２週間となっています。保健所の指示に従って、療養及び自宅待機をお願いします。

また、学校については、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校の全部又は一部の臨時休校を実施いたします。

【担当】
三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
副 校 長　　三 橋　　智 子
電話　0422－44－5378
三鷹市教育委員会　指導課
電話　0422－45－1151